

総務委員会会議録

- 1 期 日 令和4年6月23日(木)
- 2 会 場 全員協議会室
- 3 開会時刻 午前10時50分
(休憩 午前11時48分～午前11時50分)
- 4 閉会時刻 午後 0時00分
- 5 出席者 委員長 寺田 幸弘 副委員長 藤澤 恭子
委員 松本 均 委員 草賀 章吉
委員 山本 行男 委員 鈴木 久裕
委員 鷺山 記世
- (当局側) 理事兼総務部長、参与兼監査委員事務局長
議会事務局長、所管課長
- (事務局) 議事調査係 山崎貴哉
- 6 審査事項
- ・請願第1号 適格請求書等保存方式「インボイス制度」の実施延期を求める意見書提出を求める請願
 - ・議案第85号 (仮称) 南部学校給食センター厨房機器等購入契約の締結について
 - ・閉会中継続調査の申し出事項 5項目で了承
- 7 会議概要 別紙資料のとおり

以上のとおり、報告いたします。

令和4年6月23日

市議会議長 松本 均 様

総務委員会委員長 寺田 幸 弘

議 事

午前10時50分 開議

○委員長（寺田幸弘） ただいまから総務委員会を開会します。

今定例会におきまして当委員会に付託されました請願は 1件です。よろしく御審査をお願いいたします。

初めに、傍聴の申出があり、委員長において許可いたしました。

次に、発言の際には挙手の上、委員長の許可を得てから、必ず自席のマイクのスイッチを入れて発言するようお願いします。

それでは、審査に入ります。

請願第 1号 適格請求書等保存方式「インボイス制度」の実施延期を求める意見書提出を求める請願を議題とします。

請願の趣旨等は、先日配付済みです。

それでは、紹介議員の勝川議員より陳述を求めます。

勝川議員。

○紹介議員（勝川志保子） それでは、小笠・掛川民主商工会から提出されております、「インボイス制度」の実施延期を求める意見書提出を求める請願、この趣旨説明をさせていただきたいと思っております。

この請願を行っています小笠・掛川民主商工会ですけれども、今日も傍聴に来ていただいているんですが、掛川市が定めております中小企業振興条例、これの支援団体の一つになっている。この団体のみならず、中小の小さい方々、業者の皆さんを支援する団体からの請願だというふうに、先に抑えていただきたいと思います。

添付書類の方で、この請願の内容は書いてあるわけですが、言葉が固いので、本会議に続きまして、少し柔らかい言葉で説明をさせていただきます。

インボイス制度、来年の10月に開始予定されるわけですけれども、これを延期してほしいという趣旨の請願になります。この請願、昨年も、中止を求めるということで出している内容とほぼ同じ内容になるんですが、再度の提出を今回したということで、説明をさせてください。

来年10月、この制度スタートに合わせて、登録業者、これになるためには、来年の 3月までに税務署に登録の申請をしなくてはならない。半年前ですね。ということになります。結局あと 7か月しかないという状況です。ところが、この制度の周知が、実は進んでいませんし、対応についても、非常に不十分なままであります。

インボイス制度の導入で影響を受けるのは、零細業者といわれる小さなところだけでは実はありません。フリーランス、それから、スーパーや直売所に農産物を出荷している農家さん、シルバー人材センター、国会の質問などを見ておきますと、850万の業者が、課税業者への転換を迫られかねないということが明らかになっています。かなりの数字です。ただでさえ少ない収入の中で、何とか事業を継続しているという零細業者、その方々が、コロナの長期的な影響を大きく受けている飲食業、観光業の方々も大勢いらっしゃいます。その上に、今、ウクライナ戦争によるエネルギー、食糧危機というものが発生していて、大変な状態に陥っている。異次元の金融緩和の経済政策の下で、円安も進んで、物価の高騰に襲われているわけです。

この零細企業といわれる小さな方々というのは、日本経済を下支えしています。こうした方々の息の根を止めかねないインボイス制度の来年の実施というのは、少なくとも延期せざるを得ないのではないか、そう考えまして、この請願の紹介というのを受け取りました。

昨年より、陳情を出された昨年よりも事態は深刻で、実施が迫っているということで、陳情を請願に切り替えて、再度議会へ提出を行ったもの、中小企業振興条例の支援団体でもある民主商工会の皆さんの声、ぜひ議会でも取り上げていただきたい。私はそう思っております。

本会議でも発言しましたように、今現在、振興計画策定中の中小企業振興会議、このアンケート、話合いの中でも、景況感、売上高、収益、いずれも過半数が今悪化をしているというふうに言っています。この先どうなるかという、この見通しについても、決してよくなるという方はいない。本当に悪化すると予想している中小企業、特に個人事業者などの小規模事業所という方は過半数を超えています。このままでは、こうした方々の廃業が進み、今、街なかで問題になっているような、空き店舗の増加といったものも、その問題も加速しかねないというふうに考えております。接待で利用している居酒屋さんであるとか、会社の取引がある文房具屋さんであるとか、企業が企業の需要に頼っている個人タクシーだとか、建設業者の下請けをしているような一人親方さんだとか、とにかく取引先にインボイス対応というものをせがまれるわけですが、登録すれば、今まで免税されていた消費税負担が、そうでなくても所得税など払っていて、税金の負担が重いよということで、滞納が非常に多いという、国保税であったり、そういった住民税であったり所得税であったりがなかなか払えないでいるこの方たちに、消費税の負担がまた上にのしかかることになります。

この制度に対応するには、レジ、パソコンの更新なども必要になります。複雑な事務、移譲作業、これも重い負担になるということです。登録しなければ、取引から排除され、仕事の減少につながるということです。請負契約で仕事をしているシルバー人材センターなどにも1か所当たり1,500万円の消費税負担の生じるだろうと言われていて、もしこの事業者負担が、シルバー人材センター

の中でできなければ、年四、五十万しか受け取っていないお年寄りにも、四、五万円、ですから、8%とか10%の消費税負担を押し付けることになりかねない。複数税率が導入されて、今 2年半以上たっているのですが、インボイス制度今ないわけですよ。ところが、インボイス必要視される納税事務の混乱というものを生じていません。2つの税率のときに、このインボイス制度がどうしても必要だという、今必然性がないんですね。今後消費税増税して、軽減税率が細分化される、そういう地ならしをしている制度なんじゃないかという、そういう指摘されている所以です。

インボイス制度に対しては、当初からこの請願を出しました民主商工会に所属する全国商工団体連合会だけではなくて、その当初の部分で、日本商工会議所、中小企業家同友会、税理士会、全国青色申告会総連合など、多くの関係者がインボイス制度の反対を表明しました。この制度の持っている問題点ということを知っている方ほど、この税理士さんとか、そういう申告の場にいらっしゃる方ほど、今後これをやったときにとんでもないことになるぞということが分かっている、困っているという状態だと思います。

皆さん、静岡県企業の99.8%中小企業で、その9割を占めるのが、免税業者も多い小規模企業になります。小規模事業所になります。掛川市の中小企業振興条例では、この地域経済を支えている中小企業、小規模企業が、市のほかの諸団体と共に、市としてしっかり支援をしていくんだということを条例で明記しているわけですよ。インボイス制度の実施は、条例の趣旨にも反する。不況にあえぐ零細業者の息の根を止め、廃業者を増やし、地域経済にも打撃を与えることになりかねないのではないか。掛川市としても、この中小企業振興条例制定後、予算に伴った計画が実施されているところです。

私たちのまちの地域経済を崩壊させないためにも、インボイス制度の延期を強く求めるものです。趣旨を御理解いただき、審議を尽くして、意見書の提出をしていただけるようお願いいたします。紹介議員としての請願趣旨説明とさせていただきます。

以上です。

○委員長（寺田幸弘） ありがとうございます。

ただいまの紹介議員の説明に対する質問はありませんか。

鈴木委員。

○委員（鈴木久裕） 1点だけ教えてください。

提出された民主商工会の中で、今回影響を受けるとされる免税事業者がどれくらいの割合を占めているのかということなんですけれども、免税事業者と、それから、課税事業者のうち簡易課税を適用している事業者さん、それから、簡易課税制度を適用していない課税事業者さん、それぞれの

割合はどのくらいか教えてください。

○委員長（寺田幸弘） 勝川議員。

○紹介議員（勝川志保子） 意図として、議員がこの民主商工会の中でのところを求めているということですね。全体の零細業者の部分ではないわけですね。民商さんの中では、免税業者といわれる方は全体の46%ほどになるというふうにお聞きしています。課税業者の業種別には、いろんなところが民商さんに加盟していらっしゃるの、いろんな業種があるわけなんですけれども、建設業であるとか、サービス業であったり、いろんな業種があります。

簡易課税の業者さんが40%弱ですかね、免税事業者数が46%で、簡易課税を適用されている方は、課税業者のうちの簡易課税ということですね。そこは 8割弱になりますかね。この簡易課税はやっていないよという課税業者が 2割ちょっとといったところ。

○委員（鈴木久裕） 46%、40%、14%ぐらい、そういうことでしょうか。

○紹介議員（勝川志保子） 免税事業者が46%、免税されていないうちの簡易課税の事業者さんが 8割ぐらい。

○委員長（寺田幸弘） そのほか質疑はございますか。

鈴木委員。

○委員（鈴木久裕） 今回、影響受けるのはこの免税事業者さんになるということだけど、その中で、例えばちょっと先ほどお話のあった直売所へ出している農家とか、出荷している農家とかは、実はあまり影響を受けないと思うんで、そういう方は加盟しているのかどうか、それはそれで別として、この免税事業者さんの中で、小売、宿泊、飲食サービス、それから、生活関連サービス、娯楽というのがあるかどうか分からないですけども、これらの合計と、それ以外の合計、大体どのくらいの割合になりますか。

○紹介議員（勝川志保子） 業種一覧表の部分のところになりますよね。業種一覧表を皆さんお持ちになっていらっしゃるんですか。

○委員（鈴木久裕） 小売業と、宿泊飲食サービスと生活関連サービス、そのぐらいなんですけれども。

○委員長（寺田幸弘） 勝川議員、資料については持ってありません。

○紹介議員（勝川志保子） 小売り、卸売の、これ件数を全部出せというのと。

○委員（鈴木久裕） 件数なくて結構です。免税業者のうち、小売業、それから、宿泊、飲食、それと生活関連サービス、おおむねそういう人たちの割合はどのくらいでしょうかということです。

○紹介議員（勝川志保子） 4分の 1程度になりますか。

○委員長（寺田幸弘） 鈴木委員。

○委員（鈴木久裕） 先ほどの46%の免税事業者さんのうち、今言った業種の人は11%ということですかね、全体で言うと。

○紹介議員（勝川志保子） もう一度言ってください。

○委員（鈴木久裕） 免税事業者さんのうち、小売業、それから、宿泊、飲食、生活関連サービスに携わっている業種の方は 4分の 1程度ということですので、全体からすると十一、二%、そういうことですよ。

○紹介議員（勝川志保子） それは、少ないという、そういう御指摘ですか。

○委員（鈴木久裕） 逆で、実は小売りとか、生活関連サービスとか、先ほど、接待を主にしているようなところはインボイス出さないと、会社とか経費として認めないとかになるのであれだけでも、個人宛とか、そういったところは非常に影響も実際少ないものだから、ほとんど影響を受けないと思われるので、実際に困る人がどのくらいいるのかなというのをお聞きしたくて、今聞きました。そうしたら、全体の免税事業者さんのうちの 4分の 3ぐらいは影響を受けるよということをお聞きました。

○委員長（寺田幸弘） 勝川議員。

○紹介議員（勝川志保子） 小売の方たちも影響受けないかということそんなことはないですよ。仕入値のところの部分までは消費税を払っている。その中に重層的な仕組みができていますので、そのところで、ずっと消費税の免税業者がその間に入り込んだときには、それに積み上げられたような形で、消費税を払わなきゃいけないものになっていくわけですよ。そこを売るときにも、実際には、消費税分が、じゃ、上乘せして売れているかということ、決してそうではないので、この方たちが負担する部分というのは、小売の皆さんでもやはり影響はある、ないということはないと思うんですよ。課税業者にならないと、小売としてもやっていけない部分がある。例えば文房具屋の卸しをしなきゃいけないというようなものもあつたりとか、そういうのがあつたときには、必ずそこ出てきますよね。ですので、そういう分類で今 おっしゃっているところだけではないんじゃないかなという気が、広く、本当にいろんなところに影響がある制度だというふうに認識しております。

もちろん今言われたように、それ以外のところは、本当にインボイスの影響が大きいというのが確かになります。

○委員長（寺田幸弘） 鈴木委員。

○委員（鈴木久裕） もう一つ、免税事業者さんで、今まで、売上げに消費税分を加えて請求して

領収していた人と、それから、うちは免税事業者だから、その値段だよといって売っていた人と、どのくらいの割合いるんでしょうね。

○委員長（寺田幸弘） 勝川議員。

○紹介議員（勝川志保子） 一応お聞きしたところ、3割ぐらいのところ、消費税分としてということになっているわけです。じゃ、代金として受け取る部分に、代金として、例えば1,000円の洋服があったとすると、それに100円分を足して1,100円で売っている。だけれども、実際に零細のところだと、仕入れ値自体が大きいところと比べると上がってくるわけですね。だけれども、大手のところに対抗しようと思うと、じゃ、そこの部分に、大手がやっているだけの割合で上乘せして売ることができるかという、決してそうならないわけなんですよ。

だから、全体として、価格の個々の売値というところが、もしかしたら、小さいところのほうが高いかもしれませんよね、消費税入れなくても高いかもしれない。だけれども、商品としてのところの部分で、払わなきゃいけなくなったときに、利幅が少ない、ここの中から、また消費税というのを払っていくということになるんですね。この仕組みのところ、理解されないと、まるで消費税を払わない悪いやつだという、免税事業者なんてなくなればいいという、そういう議論になってしまうけれども、そこが日本経済を支えている、日本経済を支えているここを支えるために、免税制度というのをつくっている。そこをしっかりと理解していただいて、なぜここを支えなきゃいけないのか、支えるべきなんじゃないかという立場に立っていただいて、小規模事業者、特に中小企業、小規模事業者を支援する立場で、インボイス制度については考えていただきたいと思います。

○委員長（寺田幸弘） そのほか、質問はございますか。

草賀委員。

○委員（草賀章吉） 今の話ですと、免税業者じゃない、免税をされているけれども、実際には消費税を頂いていて、それで、少し利益が上がっているというところが、このインボイスを導入すると、もう全てオープンになってしまうから、利益を圧迫するから、駄目だと、こういうことですか。

○委員長（寺田幸弘） 勝川議員。

○紹介議員（勝川志保子） 言い方変えると、そういう言い方になっちゃうのかなという気がするんですけど、そもそも課税というものの考え方の中で、やっぱり所得に対してかけていく直接税というのと、こういう誰でも負担しなきゃいけない消費税というものがあって、免税業者も課税されて、所得税を払っているわけですね。そこの税金を払いながら事業をやっているけれども、利益が上がっていない。本当に四苦八苦している。その状態のときに、間接税もそこにまた払

っているということになる。それを消費者が負担するものなんだから、かけていいんじゃないかというんだけど、本当はかけなきゃいけないのかもという議論になるのかもしれないけれども、かけられないですよ。その分を上乗せして、商品価格に転嫁できていない現状がある。売るときには、消費税が何%という言い方で、だから、そのところの、本来消費税としている部分が、売値の中に入ってくる、内税になった場合には、ほかの大きいところから比べたら、利益率の低い商品価格を設定せざるを得ないという、そこなんです。私も初めこのインボイス制度よく分からなくて、一生懸命勉強させてもらったりし、なぜ免税業者というのがあるのかということも勉強させてもらいました。免税業者があることが悪であるという、私、その基本が、やっぱりちょっと、何で免税制度をつくったのかという、そこに立ち返って、それは理由があったんだということですよ。そこを少し理解していただかないと、前回の請願と同じ話合いになっちゃうなというふうに思っています。

○委員長（寺田幸弘） 草賀委員。

○委員（草賀章吉） 私たちは、基本的に消費税というのを是として考えてきているので、やはりいろんな消費税を導入するに当たって、免税措置だとか、それは、あまりにも零細な1,000万円以下の業者は課税しなくていいよとかいうのをずっと段階を追ってやってきているんだと思うんですよ。税率もすべてが一律ではなくて、軽減税率なんかも導入してやってきていると。さらに、今のインボイスには、さらに年限をおいてやってきている。基本的には、全部やったらいい、かけるべきなんだろうと、公平に。それが基本に置いておるので、だから、この制度を延期してくださいというんだけど、じゃ、請願者はどのくらいの期間を延長しろというのか。まずそれを聞いたんですけれども、もう前はやめろと言っていたんだけど、今度は延期でいいんだと、じゃ、どのくらいでいいんですか。

○委員長（寺田幸弘） 勝川議員。

○紹介議員（勝川志保子） 本当は中止で請願を出したいというお話を初め受けたんです。けれども、前回これが否決されているという経緯もあって、議会でやっぱり意見書を上げていただきたいという強い思いがあるものだから、延期という内容で選択しています。とにかく論議が足りない。周知も足りない。この前もちょっと業者の方の集まり、組合のところで、おい、インボイスを知っているかとかという話を民商の会員さんの方が、みんな知らなかったと、みんな関係あるんだよという話をしたところ、どうなるんだとおろおろしたと。そういう実態があります。だから、多分この駆け込みの部分のところで、相当な混乱と、レジをどうするのか、帳簿のやり方が分からないとかというのを含めて出てきてしまう。

取りあえず、どれくらいの期間というのは聞いていませんけれども、この周知が進んで、理解がされる。経済状況が好転していく、そこのところまでは、導入するべきじゃない。私たちはもちろん消費税自体もこう今の経済政策の中では引き下げる、緊急減税が必要なんじゃないかと思っている立場なんで、どんどん上げればいいのかというふうに思っている方たちとはちょっと違うかもしれないんだけど、複数税率についても、これがもし軽減されれば、例えば 5%の税率になったときには、複数税率が要らなくなるので、そうすると、このインボイス制度は本当に今必要じゃなくなるんですよ。そういうこともありますし、取りあえず物価高騰の悪いインフレといわれているこの状況下、コロナの影響がまだ尾を引いているこの状況下、納品の期日がいつか分からないような、製品が入ってこないで、建設業の方なんて本当に困っている。その状況下で、今やるべきではない。

○委員長（寺田幸弘） 草賀委員。

○委員（草賀章吉） もう一つ、このインボイス制度は導入すると、確かに中小の業者さんは結構面倒くさいことがあるなど。事務量が、先ほど、パソコンも入れなきゃいけないとか分からないよとか、あるんですけども、事務量が軽減されればいいのか。それとも、今現在、利益に上がっている部分が減ってしまうのでいけないのか、その辺どちらなんですか。

○委員長（寺田幸弘） 勝川議員。

○紹介議員（勝川志保子） 両方だと聞いております。業者さんのお話を聞いたときにも、民商さんが、納税のところを本当に力を入れて支援をしてきた団体ですので、納税をするに当たってのいろんな記帳であるとか、そういったものが、小規模の皆さんは自分でやっているんですよね。会計事務所やどこかに頼んでいるのではなくて、民商さんも支援したりしながら、自分でやっているんですよ。そここのところに、1人、2人で家族でやっているとかということに、この事務負担量が入り込んでくるというのは相当な負担だよとも聞いているし、支援する側としても、これ以上の負担をという話も聞いております。その上で、やっぱり業者さんの中にも赤字になっちゃうぐらいの、本当になかなか生きていくだけの利益が上がらないような形で、何とかそれでも、例えばちょっと高齢であれば、年金に上乗せをしながら、この事業を継続させることで、上乗せができるような感じで頑張っている方とかいらっちゃって、そういう方がまちの小さなお店だとか支えているわけですよ。いろんな配管の工事だとか、いろんなところにもそういう方がいらっしゃる。だから、その方たちの利益がこれ以上減るようなことを今してはいけないという、それも大きいですね。だから、両方です。

○委員長（寺田幸弘） そのほか。

草賀委員。

○委員（草賀章吉） 私たちは、基本的に消費税を払って生活をしているので、消費税を何か利益の源泉にしてというのはいかがなものかと私は思います。外税でつけていて、しかし、実際には免税業者扱いになってというのが、もしあるとすれば、それはやっぱり税のしっかりとした負担を御指導いただければと思います。

それで、事務の煩雑さについては、簡易課税方式等もあるので、そういうところからまず指導していくのが、筋なんだろうと私は思いますけれども、基本的に消費税反対という皆さんですから、なかなか意見が食い違うと思います。

○委員長（寺田幸弘） 山本委員。

○委員（山本行男） 私、ここのインボイスについて、知り合いの商売をなさっている人に聞いた。インボイスのことはやっぱり知っていました。というのは、いずれ来るだろうな、消費税ができたときから、そういう話も、もともと制度ですから。来年というのはちょっと知らなかったけれども、やっぱりその消費税をお客様から頂いている、今 1割という部分、それも今問題になっていることに関して、先ほどお話ししてもらったんだけど、それは、残れば多分うれしいというようなことで。だから、税の公平さという意味で言えば、やっぱりそういう形でお客さんから頂いているからねみたいだね。それはいいとか悪いとか、駄目だとかという話まで議論がなかったけど。

先般、こういういろんな細かな説明を専門家の方に聞いて、軽減税率のときもいろいろと煩雑さが言われて、意外に現場的にもスムーズにいったんじゃないのかなと思っています。ですので、これは煩雑さとか、どうのこうの、また問題になったり、課題になったり、混乱を起こすということはあるでしょうけれども、軽減税率のときとはまたちょっと違うかもしれないけれども、そこは、国がいろいろと説明をやってくれて、この間、説明受けて、私は知らなかったのは、経過措置、例えばそれが導入されて、4年、3年、3年ですね、ここの分で、いろんな問題が起こることを国も想定していて、その経過措置の中で、4年間の部分は全額、次の3年が80%控除可能だよ。いろいろな組立てを考えてくれていて、その中で、また、問題、課題をクリアしていく、制度もきちっと整っているんなら、それは私は知らなかったから、そういうことで、知り合いの方に、国もこうしてつくっているんだよと、それは知らなかったんですね、その方は。だから、国でのそういう部分、大変現実に難しい問題だとは認識していますけれども、私も税ということを考えて、間接税的な部分を考えていけばいいのかなとは感じている。

○委員長（寺田幸弘） 藤澤副委員長。

○副委員長（藤澤恭子） 趣旨説明の中で、周知ですとか理解がまだまだできていないということ

に加えて、対応が不十分であるということをおっしゃられたんですが、特にどういったことに対して、その対応というのは、どこに対してどのような対応か、分かれば教えてください。

○委員長（寺田幸弘） 勝川議員。

○紹介議員（勝川志保子） 先ほど言いましたけれども、これを導入していくためには、その処理ができるやり方をきちんと自分がやれるというふうにしないとイケませんよね。こういう方式なんだよということの制度の理解もしないとイケませんよね。こういう特に小規模のところへの周知や、そういう勉強をさせるとか、そういうこともまだきちんとやられてはいないし、支援する団体の側も、もう本当に困惑しているという状態だと思います。

レジやパソコンなんかの問題なんかも、お金のかかることだし、もうこんなことをやるんだったらやめるよというふうになりかねない。もう訳分らないからいいとあきらめる方がいっぱい出るんじゃないかというふうに思います。

本来だったら、請願者の方のほうが具体的な事例なんかをたくさん知っていらっやって、具体的に答えてくれるかもしれないけれども、私、そこまで本当に一人一人の事業者の方にお話を聞いているわけではないものだから、言葉足らずになっているかなとも思いますけれども。

ただ、今、本当に税金の滞納の中で、消費税絡みの滞納というのは、事業者の方に非常に多いです。払い切れなくなっている今の現状、その中で、また追い打ちをかけるようなことはやってはいけないと私どもは思っています。

○委員長（寺田幸弘） 鈴木委員。

○委員（鈴木久裕） このインボイスについては、8%、10%に上がった時点で、やがて令和5年からということで、この制度の仕組みが決まってからも数年たつと思います。その間例えば、免税事業者さんに、46%いらっやるという免税事業者さんに対して、こういう制度が変わるよとか、こういうふうになるよとか、そういう説明はどのくらいされていたのでしょうか。

○委員長（寺田幸弘） 勝川議員。

○紹介議員（勝川志保子） 民商さんは一生懸命勉強会とかをされています。やっぱりこれ自体が大変な制度だなということ民商さんの会員の中には、結構広がってきていて、だからこそ、ちょっとこれは困るねという声も広がっている。知らない方たちはふーんという感じなので、自分はどうなのかとかというところの認識がやはり薄いのではないかなと。

今、経過措置みたいなものを設ければいいんじゃないかというんだけど、始まった後で、えっと絶対なる方がこのままだと出ると思いますね。消費税のことだとか、いろんなお話しされていたので、ここの請願というのは、だから、消費税をどうこうしろということは一切書いていません

よね。とにかくこの制度をもうちょっと延ばそうよ。今の経済状況の中で、急いでやるんじゃないくて、延ばそうよという意見書を上げていただきたい。そういう趣旨になります。

○委員長（寺田幸弘） 鈴木委員。

○委員（鈴木久裕） この進め方なんですけれども、紹介者に対しての質疑の後で、討議というか、そういう運びですか。

○委員長（寺田幸弘） そうですね。

そのほか質疑ありますか。

〔「なし」との声あり〕

○委員長（寺田幸弘） それでは、質疑をこれで終結いたします。

質疑が終わりましたので、ここで委員間討議をお願いします。

意見のある方はお願いいたします。

鈴木委員。

○委員（鈴木久裕） 制度の理解がなかなか進まない。特に高齢の零細事業者の方にはなかなか理解しにくい面もあるのかもしれないとは思いますが、ただ、時間がかかりあったものだから、真剣にやっていたら、この制度、やっぱり税の制度は事業者にとっては非常に大きなことなので、今はまだ理解が進んでいないというのは、やっぱり免税だからあまり関係ないやとずっと思っていたのかな。ちょっとその辺は分かりませんが。

○委員長（寺田幸弘） 草賀委員。

○委員（草賀章吉） 私の意見を。

こういった請願が出てきたおかげで、消費税について、また、インボイス制度について、少し理解を深めることができ、よかったなと思います。

確かに零細の、今は免税という恩恵を受けている人は、本来は消費税分を乗せて、消費税を預かって納めるのが、これが基本だと思うんですけども、それを安易に来ているから、納めなくてもいいというふうな発想に来ちゃっているから、本来は最終消費者がお支払いするのが消費税であって、中間業者は別に損も得もするわけじゃない制度なんで、だから、そのことをはっきりさせるということは、やっぱり税等の申告等のお手伝いをする方々も、もうちょっと消費税について理解をさせるような努力もいただきたいなというふうに私は思いました。

こういうことがあって、大変勉強の機会になりました、ありがとうございました。

○委員長（寺田幸弘） 鈴木委員。

○委員（鈴木久裕） あと、下請法とか、独禁法の関係で、大手というか、仕入先のところとか、

元請のところとか、そういったところへの当然のことながら、いろんな形で周知が必要なんだろうなというのは分かりましたよね。

○委員長（寺田幸弘） ただいまの草賀委員、鈴木委員の意見に対して、何か意見がある方はないですか。

○委員（草賀章吉） 私どもはちょっと商売をやった中で、幾らも売上げがないもので、免税業者でずっと届出を出していたんですけれども、本来であれば、やっぱり消費税というのは、別表記で頂くべきものなんだろうなと。それで、本当は、ちゃんと納めるというか、税として、預かったものだから納めるということが前提なんだろうと思うんです。ただ、なかなか商売が小さい零細だと、そこまでの余力がないので、どうしても、つけないような競争してしまうんですけれども、本来はやっぱり零細の業者でも、全て消費税は頂くということをやっぴりもうちょっと啓発していくというのか、そういったものは必要なんではないか。うちのは消費税のつけていないから安いよみたい話になってしまうと、これまたちょっとという感じします。

○委員長（寺田幸弘） 鈴木委員。

○委員（鈴木久裕） 参考までにですけれども、その件について、国税庁に確認しましたら、免税事業者は、免税事業者だから、1,000円のものも1,000円ですという請求の仕方もあり、免税事業者が1,000円のものも消費税分を上乗せして売って、でも、1,000万円以下の方は免税、どちらもありですということでした。免税事業者と表記しなくてもいいんだよと。

○委員（草賀章吉） 表記しない競争をしてしまうと、やっぱり適切でない運用にやっぱりなって、インボイス導入後、なかなかそういうところがグレーゾーンになってくるので、やっぱりみんながすると、最終消費者が全部消費税というのは払ったというのが適切なのかなと私は思います。

○委員長（寺田幸弘） 鈴木委員。

○委員（鈴木久裕） 逆の発想すると、免税事業者から買うと、消費税分ないから安いですよという、そういう捉え方もあるかもしれない。

○委員（草賀章吉） それがよくない。多分、売る方はそういう表現をするケースがある。うちは免税事業者だから、消費税分安いですよと、そんなこと言って、セールストークとしてあると思うんですけれども、それが今の中小のところは、本当は実際に入っている、いやというようになっていて、それを今度、税として納めると、利益減っちゃうよと、こういう実態があるのではないかと。

○委員長（寺田幸弘） 鈴木委員。

○委員（鈴木久裕） 益税の問題で言うと、例えば1,000円のを1,000円で売って1,100円も

らっても、例えばその前の 800円で仕入れたとかすると、結局益税は20円分だけなんですよね。100円の税をもらったことになるけれども、80円は仕入れでもう向こうに払っているから、自分の益税にしたら 100円ものにしたんじゃないで、自分が付加価値乗せた20円分だよ。

そこに益税があるからって、すごい益税悪者だって、もうけていやがると思うとそうではなくて、そこは。

○委員長（寺田幸弘） 藤澤副委員長。

○副委員長（藤澤恭子） 今回の請願としましては、やっぱりまだまだ周知、理解が進まない中で、今、するべきではないということ主だったと思いますけれども、先日専門家に伺ったところ、そのあたりは本当に心配をしているところでもあって、より丁寧に、毎月の勉強会も開催をしているし、年度内そういったこともしているけれども、参加などが減ってきている。周知、啓発にはより力を入れていくということをやっていたので、そのあたりは、非常に期待したいところでもありますし、先ほどの御説明の中で、民商さんのほうでも一生懸命こういったことを広めていく、理解していく場を設けてくださっているということですし、もちろん商工会ですとか、会議所のほうも、そういったことをやっていますので、本年度中、3月までに申請ということになりますから、本当に私たちも、いろいろなところでこういったことも周知、啓発の手伝いができるような、そんなこともやっぱり必要だなということを感じました。

○委員長（寺田幸弘） そのほか委員からの意見ありますでしょうか。

松本委員。

○委員（松本 均） 立場もあってなかなか言いにくいですが、私は、もともと中小企業出身ですので、やはり分かりますよ、これ。税金といっても、出したくないのは本当に経営者としては、みんなそうだと思うんですね。だけれども、やはり税金は売上ではないので、預り金ですので、そこを納めていくか、納めていかないかということだと思うんですね。

何年も前の話ですけれども、やはり消費税が福祉税から始まったことでありまして、それを何かに活用するというのも、集めたものを皆さんに、国のために使っていただくということで、それが、一番公平のような気がします。

実際自分も、去年よりこんなに増えたと言われるたびに、すごく、税理士から言われるたびに、いやいやと思うんですけれども、いやいや、それは松本さん違うよという、それだけ今年は売れたんだよという話をされるわけですよ。それだけ納めるということは、それだけ増やすためには、それはあなた悔やむのではなく喜びだよというのがすごく頭にある。やっぱりその制度の中で企業家として、経営者としてやっていかなきゃいけないということでもありますので、その辺は少し、平等

というところでいうと、そういうことになるのかなというふうに思いますし、この制度はやはりなかなか大変というのは、すごくよく分かるんですね。言われるとおりでと思うんですけども、ここ数年かけて、だんだん段階を経てというようなこともありますし、また、来年の10月からということでございまして、実はちょっとシルバーさんのほうに話を聞いたんですけども、それに対してどうこうではなくて、また違った意味の支援なり、そういうことも考えられないかという御提案もいただきましたけれども、やっぱりそういった中で進めていくしかないのかなという、そんな気がします。

○委員長（寺田幸弘） そのほか。

鈴木委員。

○委員（鈴木久裕） 皆さん、益税のことすごく言っていらっしゃるけれども、付加価値の1割、それを記載していた人は、業者さんのうち3割、納税事業者のうち6割ということだから、あまりそこのところとらわれないでとは思っています。ただ、この請願を採択して意見を出すかという、ちょっとそのことについていいですか、考えを言って。実は商工会議所に聞いたら、商工会議所はこの制度についても、受け入れてやっていくと。事業者に周知をするということで進めているということでした。中小企業相談所長に聞きましたところ、ということでしたので、市として今、市議会として、この請願を採択して、意見書を出すということになると、異なる中で、ちょっと混乱を、掛川市内の進め方と混乱させちゃうということになると思うので、ここは、やっぱり私自身としては、一つ、市議会の立場として、経済団体が両方を違うところを統合することなく、どっちかの御意見聞いてとやると混乱になってしまうといけないので、市議会が混乱させてしまうといけないので、私は、今回お気持ちは非常に分かるんですけども、市議会として意見書を出すというのはどうかなという考えです。

○委員長（寺田幸弘） そのほか御意見ございますでしょうか。

鷺山委員から伺っていないので、鷺山委員からよろしいでしょうか。

○委員（鷺山記世） お気持ちは大変分かります。ただ、議員としての立場で言わせていただきますと、全国の地方自治体というものは、歳入の中に地方消費税交付金というものがございます。これは、全国民の皆様が消費税を納めてくださった中で頂戴している交付金でございます。税の公平性を担保するためにも、そして、鈴木委員がおっしゃったとおり、市議会としては混乱をさせるわけにはいかないのかなという思いがございます。

以上です。

○委員長（寺田幸弘） ありがとうございます。

それでは、意見も出尽くしたようですので、採決に入りたいと思います。

請願第 1号 適格請求書等保存方式「インボイス制度」の実施延期を求める意見書提出を求める請願について、採択することに賛成の方の挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○委員長（寺田幸弘） ありがとうございます。

賛成なしにて、この請願については、不採択すべきものと決定しました。

ありがとうございました。

それでは、紹介議員の退出、傍聴者の退出をお願いします。

しばし休憩を入れたいと思います。 5分後ということで、続けてやらせていただいでよろしいですか。午前中の案件という形で、55分から開始をしたいと思います。

午前 11 時 48 分 休憩

午前 11 時 50 分 開議

○委員長（寺田幸弘） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

今定例会におきまして、本日、当委員会に付託されました議案は、議案第85号（仮称）南部学校給食センター厨房機器等購入契約の締結についてです。よろしく御審査をお願いします。

審査に入る前に私から 2点御了承いただきたい点がございます。

初めに、発言の際には、挙手の上、委員長の許可を得てから、必ず自席のマイクのスイッチを入れて発言するようお願いします。

次に、質疑においては、説明を求める場合、まずは、議案等のページ及び款・項・目等を示し、疑問点を明瞭に発言することとし、答弁も簡潔に分かりやすくお願いし、一問一答方式でお願いします。

それでは、初めに、議案第85号（仮称）南部学校給食センター厨房機器等購入契約の締結についてを議題とします。

それでは、行政課の説明をお願いいたします。

熊切課長。

○委員長（寺田幸弘） ありがとうございます。

ただいまの行政課の説明に対する質疑をお願いします。

質疑はありませんか。

鈴木委員。

○委員（鈴木久裕） 一つ参考までに教えてください。

今回の入札者の中に市内の業者はありましたか。

○委員長（寺田幸弘） 熊切課長。

○行政課長（熊切紀和） 市内業者は入っておりません。

○委員長（寺田幸弘） 鈴木委員。

○委員（鈴木久裕） あと、あらかじめ最低価格は想定していたのか。

○委員長（寺田幸弘） 熊切課長。

○行政課長（熊切紀和） こちら物品購入でございまして、最低制限価格設けておりません。

○委員長（寺田幸弘） 鈴木委員。

○委員（鈴木久裕） 逆に、予定価格というか、設定価格もこういうのは出さないんですか。

○委員長（寺田幸弘） お願いします。

○行政課長（熊切紀和） 予定価格の事前公表ということですか、事前公表しておりません。

○委員長（寺田幸弘） 草賀委員。

○委員（草賀章吉） ちょっと参考に教えてください。

この連続フライヤーとか、蒸気回転窯、真空冷却機、これそれぞれ幾らなのか、内訳。

○委員長（寺田幸弘） お願いします。

○行政課長（熊切紀和） 連続フライヤーについては、設定額、税抜きになりますが 2,200万円ぐらいしております。次に高額なものが真空冷却機で 1,085万円、それから、蒸気窯 5台あるんですけども、5台で 1,400万円という金額になっております。

○委員長（寺田幸弘） そのほかありますか。

〔「ありません」との声あり〕

○委員長（寺田幸弘） よろしいでしょうか。

それでは、質疑を終結いたします。

質疑が終わりましたので、ここで委員間討議をお願いします。

意見のある方はお願いいたします。

〔「ありません」との声あり〕

○委員長（寺田幸弘） 以上で委員会討議を終結します。

討論はありませんか。

〔「ありません」との声あり〕

○委員長（寺田幸弘） 以上で討論を終わります。

それでは、採決に入ります。

議案第85号（仮称）南部学校給食センター厨房機器等購入契約の締結について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○委員長（寺田幸弘） ありがとうございます。

当委員会に付託されました議案第85号については、全会一致にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、総務委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

次に、閉会中継続調査申出事項について、議題とします。

お手元のサイドブック内の資料に配付してありますので、御覧いただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

〔「異議なし」との声あり〕

○委員長（寺田幸弘） それでは、総務委員会の継続審査申出事項については、資料のとおり 5項目といたします。よろしくをお願いします。

そのほか、当局のから何かございますでしょうか。

〔「ありません」との声あり〕

○委員長（寺田幸弘） 委員の皆様から何かございますか。

〔「ありません」との声あり〕

○委員長（寺田幸弘） それでは、閉会の挨拶を藤澤副委員長からお願いします。

○副委員長（藤澤恭子） それでは、皆さん、分科会に引き続き、委員会のほうも熱心な審議ありがとうございました。円滑な運営ができました。お疲れのところ、誠にありがとうございました。

○委員長（寺田幸弘） 以上で総務委員会を終了いたします。

御苦労さまでした。

午後 0時00分 閉会